

佐野市情報技術活用公共的空間安全安心確保事業 業務委託仕様書

1. 事業名

佐野市情報技術活用公共的空間安全安心確保事業（以下「本業務」という）

2. 業務の背景及び目的

新型コロナウイルス感染症の発生により、特に人が密集しやすい施設について、新型コロナウイルス感染症対策を行う必要が生じた。また、市民生活を維持するため、今後、未来技術を活用した社会を構築することが求められている。

そこで、市役所、文化会館などの公共施設や大規模来場者が想定される場所に、顔認識型サーモグラフィシステム等を設置し、発熱者のスクリーニングを実施し、発熱者情報を遠隔管理・集中管理することにより、感染の可能性がある者の早期発見や早期対応に繋げ、新しい生活様式下における感染拡大の抑制を図り、感染症対策と社会経済活動の両立を目指す。

合わせて、これを契機として、スマートシティの実現に向け、未来技術を活用し、非常事態発生時においても自動化や遠隔化による安全確保と生活水準を維持できる社会の実現を目指す。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月22日（月）まで

ただし、機器等の納品は令和2年12月25日（金）まで

より詳細なスケジュールについては、本市と受託業者との協議の上、決定する。

4. 業務の内容

佐野市情報技術活用公共的空間安全安心確保事業に関する業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 顔認識型サーモグラフィシステム等の設置（10台程度）

- 市役所入り口や文化会館など一度に大多数の人が往来する場所に設置予定であること、顧客の利便性の観点から行列を作る必要がないことなどから、同時に30人程度ウォークスルー方式にて測定（非接触型／通過型）できるもので、誤差は±0.5℃以内で測定できるものであること。
- 電源工事、ネットワーク接続工事などが特段必要とならずに、機器の管理設置移動が容易であること。
- 市民の自発的な行動抑制を可能とする観点から、運営者がその場で操作および誘導する必要がないように、音声および視覚的アラートシステムが組み込まれていること。
- 管理者のリモート監視機能、管理者へのリモート通知機能、ソフトウェアのリモートアップデート機能が付随していること、また将来的な防犯システムなどとの相互接続などを視野に入れたスマ

ートシティへの活用を図るべく、市民へのアプリ提供を可能とするようなクラウドシステムへの拡張が前提となっていること。

- 一時的な感染予防対策としてのサーモグラフィシステム利用としてのみならず、デジタルサイネージとしての活用のほか、恒久的な設備活用の観点から高性能カメラを利用した各種 AI ソフトウェア（三密測定、群衆人数測定など）を今後搭載可能な仕組みとなっていること、人口動態調査など他の目的にも対応できる拡張性の高いものであること。

※ その他、本システムに付随して感染症拡大予防に効果を上げる機器等（消毒関連など）の提案なども受け付けます。

(2) 非接触型対応システムの構築（2台程度）

新型コロナウイルス感染症等に対応するため、非接触型のシステムで、来館者等と直接接触することなく、対応できるようなシステムを構築すること。

(3) スマートシティ実現に向けたロードマップの作成

佐野市の課題（災害対応、健康・医療、交通などの地域格差など）を、未来技術の活用で解消・低減するためのロードマップを作成すること。

その実現に向けた体制を構築すること。

5. 成果品

本業務における成果品として、次のものを物品、紙媒体及び電子データにより納品すること。

- (1) 顔認識型サーモグラフィシステム等一式（必要な機器すべて）、活用におけるマニュアル（文書類）
- (2) 非接触型対応システム一式（必要な機器すべて）、活用におけるマニュアル（文書類）
- (3) スマートシティ実現に向けたロードマップ
- (4) 業務報告書

実施した業務の内容、実績等を写真、動画データ等により具体的内容が分かりやすく整理されたもの。

紙媒体：5部、電子データ：1部（DVD-R等の媒体による。）

6. その他

(1) 再委託

受託者は、事前に文書をもって発注者の承諾を得た場合、本委託業務の実施に当たって一部の業務を受託者の責任において再委託先に委託することができるものとする。

(2) 報告及び検査

市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

(3) 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(4) 権利帰属

受託者から発注者に引き渡された成果物の所有権、著作権、その他当該成果物を利用するために必要な一切の権利は、当該引渡しの時点をもって全て発注者に帰属する。

ただし、業務の成果品等に、受託業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本市は、本業務の成果品等を利用する為に必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

受注者は、前項の成果物につき、発注者に対し、著作権者人格権を行使しないものとする。

(5) 支払い

本業務委託料の支払いは、本業務すべての履行が終了後、行うものとする。